

港北区連合町内会 3月定例会

平成 29 年 3 月 22 日（水）午後 2 時 00 分から
港北区役所 1 号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ
港北警察署長着任あいさつ



議題

1 感震ブレーカー設置補助について（概要説明）【市連会報告】 [資料 1]

総務局危機管理課 亀若 事業推進担当係長

木造住宅密集市街地を含む自治会町内会を対象に感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入・設置費用の一部を補助します。

(1) 感震ブレーカーとは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、地震火災の多くの原因と言われる「電気火災」を防ぐ効果が大きい器具です。このうち、「簡易タイプ」は設置が容易で、価格も比較的安い器具です。

(2) 補助制度について

対象団体	「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域を区域に含む自治会町内会 【港北区の対象町丁目】 菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、篠原東一丁目～三丁目、新吉田東五丁目・六丁目、高田東一丁目・四丁目、綱島西五丁目、仲手原二丁目、錦が丘、日吉本町四丁目、富士塚一丁目・二丁目
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、（一社）日本消防設備安全センターの認証を有するもの
補助要件	<u>加入世帯の概ね 5 割以上の世帯へ、補助対象製品を購入・設置すること</u>

補助率	1 / 2 (上限額：器具 1 個当たりの補助額 2 千円、千円未満端数は切捨て) 例：1 個 2,700 円 × 240 個 + 消費税 = 699,840 円 699,840 円 × 1/2 = 349,920 (端数切捨て) → <u>補助金額 349 千円</u> (器具 1 個当たり 2 千円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助 します。)
補助件数	全市で 7,000 個 (先着順)
申請期間	平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~ 平成 29 年 12 月 1 日 (木) (申請個数が 7,000 個に達した時点でも終了)

(3) 手続きの流れ

- ア 電話か申込書で申請書を申込み (自治会町内会 → 総務局危機管理課)
※団体内での意思決定や販売業者への見積り依頼等も合わせて行う
- イ 見積書添付の申請書を提出 (自治会町内会 → 総務局危機管理課)
- ウ 交付決定通知書・請求書提出等書類の受け渡し (総務局危機管理課 ↔ 自治会町内会)
- エ 補助金支払 (総務局危機管理課 → 自治会町内会)
- オ 感震ブレーカー購入・設置 (自治会町内会)
- カ 報告書・額確定通知書等書類の受け渡し (総務局危機管理課 ↔ 自治会町内会)

(4) 補助対象器具

- ア スイッチ断ボールⅢ (3,240 円)
- イ 感震ブレーカーアダプター「ヤモリ」 (約 4,000 円)
- ウ まもれーる・感震くん (約 4,000 円)
- エ ピオマ (10,584 円)

(5) 問合せ先

総務局危機管理課 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話：671-2011
ホームページ：www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kanshin/

◆ 3 月下旬に該当地区自治会町内会長あて資料を直接送付します。

2 ウメ輪紋ウイルスの調査実施について (情報提供)

[資料 2]

環境創造局農業振興課 近藤課長

農林水産省では、国内の一部地域で発生しているウメ輪紋ウイルス (※1) の封じ込め及び根絶を図るため、法律 (植物防疫法) に基づき、このウイルスに感染するおそれのある植物の移動規制を行うとともに、感染が確認された植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除や、全国で発生を監視する調査を実施しています。

昨年度の調査において、横浜市の一部地域でもこのウイルスに感染した植物が確認され、平成 29 年 1 月に緊急防除の防除区域 (※2) に指定されました。

そこで、横浜市内では防除区域を中心に、平成 29 年度の調査を 4 月から実施します。
農林水産省、神奈川県及び横浜市の職員、又は、神奈川県から委託された業者 (以下、

調査員)が、対象となる植物のある住宅や畑等に調査に伺いますので、その際は御協力をお願いします。

※1 ウメ輪紋ウイルス (プラムポックスウイルス：PPV)

ウメ、スモモ、アンズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスで、海外では、このウイルスにより、果実が成熟前に落果するなど大きな被害が生じているとの報告があります。国内では、平成21年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等でも発生が確認されています。なお、このウイルスはヒトや動物に感染することはありません。

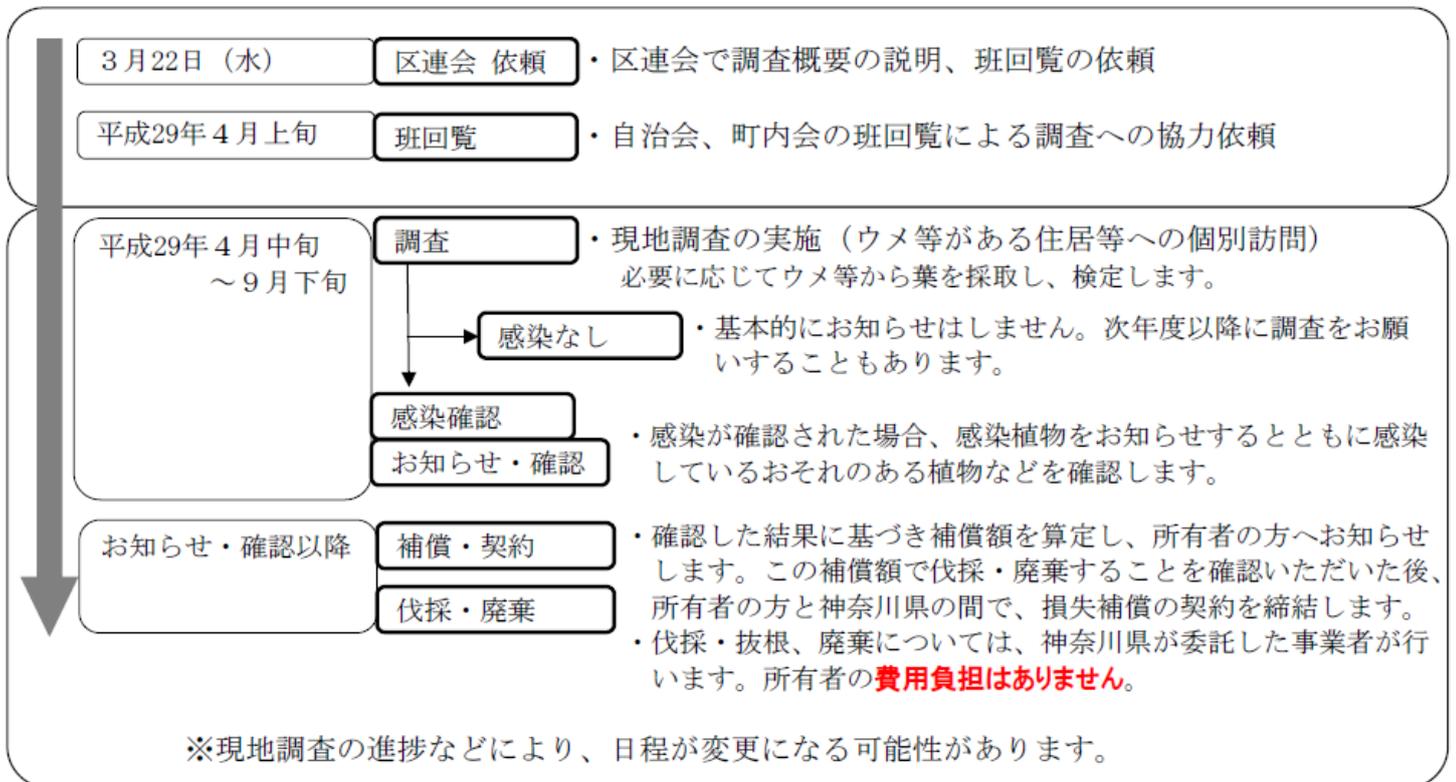
※2 防除区域

この地域からはウメやモモなどの対象となる植物の持ち出しが原則禁止となりますので御注意ください。

《横浜市内の防除区域 平成29年1月25日現在》

【港北区】樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町

(1) 今後の流れについて



(2) 調査の範囲について

港北区内は、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町を中心に調査を行います。

※隣接する地域でも、サンプリング調査を行うことがあります。

※調査で感染した植物が確認された場合、当該植物から500mの範囲で調査を行います。

(3) 調査期間

平成29年4月～7月 (雨天時も実施)

※調査の進捗状況によっては8月以降にも調査する場合があります。

(4) 調査員

農林水産省の職員、神奈川県職員の職員、横浜市の職員、神奈川県から委託された業者（調査員は腕章を着用し、身分証明書を携帯します）
(腕章の例)



(5) 調査の対象となる植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ（プルーン）、アンズネクタリン、サクランボ、ユスラウメ等のサクラ属植物、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

※ただしサクラ節植物（ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ）は除く

(6) 調査方法

住宅、寺社、畑等に調査の対象となる植物がある場合は調査員が訪問します。その際、調査内容等について説明し、御了解をいただいたうえで、立入り調査を実施します。

ア 農林水産省、神奈川県、横浜市の職員による調査

対象となるウメ等の植物の葉を観察し、この病気の症状が出ているかを確認します。症状が出ている場合、植物1本あたり5枚の葉を採取し、農林水産省横浜植物防疫所で遺伝子診断法等の方法で検定し、感染の有無を確認します。

イ 神奈川県から委託された業者による調査

対象となる全てのウメ等の植物から植物1本あたり5枚の葉を採取します。採取した葉は、アと同様に農林水産省横浜植物防疫所で遺伝子診断法等の方法で検定し、感染の有無を確認します。

(7) 回覧をお願いする自治会町内会

樽町町内会	大倉山自治会	パークシティ綱島自治会	師岡表谷町内会
樽町第一親和会	琵琶畑自治会	師岡打越町内会	
樽町第二親和会	樽町サンハイツ自治会	師岡南町内会	
樽町第三親和会	ガーデンコート自治会	師岡仲町内会	

(8) 問合せ先

農林水産省 横浜植物防疫所国内検疫担当

電話：045-285-7135 FAX：045-211-2171

神奈川県 環境農政局農政部農業振興課

電話：045-210-4425 FAX：045-210-8851

◆ 合同メールで該当の自治会町内会に送付しますので回覧をお願いします。

3 初期消火器具設置費用の一部補助について（周知依頼）【市連会報告】

[資料3]

港北消防署予防課 金井課長

自治会町内会がスタンドパイプ式初期消火器具または初期消火箱を、新規又は更新設置する際の、整備費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

(1) 申請要件

単一の自治会町内会で、次の3つの条件を満たすことが申請要件となります。

ア 地域に消火栓がある。

イ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。

ウ 初期消火器具の取扱訓練を定期的に行うことができる。

※ 申請には、設置場所が確保されている必要があります。設置場所が見つからない場合には下記の設置協力店舗への設置も御検討ください。

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	☆トヨタカローラ神奈川
コミュニティストア	ジョリーパスタ	薬クリエイト	☆トヨタカローラ横浜
スリーエフ	すき家	薬セイジョー	☆日産プリンス神奈川
セブン-イレブン	瀬戸うどん	サンドラッグ	☆ネットトヨタ神奈川
デイリーヤマザキ	デニーズ	ハックドラッグ	☆ネットトヨタ横浜
ファミリーマート	伝丸	フィットケア・デポ	☆ホンダカーズ横浜
ポプラ	なか卯	自動車販売店	☆横浜トヨペット
ミニストップ	華屋与兵衛	☆神奈川スバル	本
ローソン	はま寿司	☆神奈川ダイハツ販売	☆ブックオフ
外食チェーン	ビックボーイ	☆神奈川トヨタ	紳士服
壺鶴堂	☆マクドナルド	☆関東マツダ	☆AOKI
エルトリート	モリバコーヒー	☆関東三菱自動車販売	運輸
牛庵	・野屋	☆スズキ自販神奈川	☆ヤマト運輸
ココス			☆: 29年度新規

(2) 補助率及び補助予定数

ア 補助率：設置費用の2/3（上限額20万円）

イ 予定数：全市で100基

(3) 補助事業の申請方法

消防署備え付けの申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出願います。

申請期間 4月3日（月）から8月31日（木）まで

(4) 問合せ先

港北消防署 電話：546-0119

◆ **資料の送付はありません。**

4 「平成 29 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について [資料 4]

(情報提供)【市連会報告】

林 総務課長

市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、平成 29 年度も、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結し、**「横浜市市民活動保険」事業を実施しますので、お知らせします。**

(1) 平成 29 年度横浜市市民活動保険補償内容 (28 年度から変更はありません)

賠償責任保険 (限度額)		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	1 名 上限 500 万円
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)

(2) 主な配布先

区役所総務課 (4 階 4 4 番窓口)、区役所広報相談係 (1 階 1 番窓口)、区役所区民活動支援センター (4 階 4 8 番窓口)、地域ケアプラザ等
本市ホームページにも掲載します。

◆ **合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。**

5 「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について (提出依頼)

[資料 5]

林 総務課長

平成 29 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、**補助金を交付します。手引きをご参照いただき、申請等の手続きをお願いします。**

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、**1 世帯あたり 160 円の活動費を補助します。**

(2) 書類作成にあたって

ア 従来から地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類 (事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)・団体の規約・口座振替依頼書を「町の防災組織」活動費補助金の添付資料として使用します。
※申請書、報告書と合わせて、申請の受理となります。

イ 地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算

書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 提出期限

6月30日（金）

◆ **4月上旬に地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費申請書類・現況届と同封で、自治会町内会長あて送付します。**

6 緊急時情報伝達システムの登録について（周知依頼）

[資料6]

林 総務課長

港北区では、避難勧告などの緊急情報を一斉に電話でお伝えする「緊急時情報伝達システム」を導入しました。当面、大雨時がけ崩れが発生するおそれのある地域^{*1}や河川が決壊した際に家屋が倒壊するおそれのある地域^{*2}にお住まいの方々、それぞれ該当の連合町内会長と単位町内会長へ本システムにより避難勧告などの緊急情報を連絡しています。

さらに、**区内の全自治会・町内会長においても、直接の対象エリアでなくとも区内で発生している「避難勧告」などの重要な情報をいち早くお知らせするため、このシステムを用いて御連絡いたしますので、電話番号（なるべく御自宅の固定電話）の御登録の同意に御協力ください。**

※1 即時避難勧告

土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する対象区域

平成28年11月に大曽根台及び鳥山町の一部のがけを選定

【過去の土砂災害警戒情報（北部）発表回数】H26：2回 H27：1回 H28：3回

※2 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

平成28年8月国土交通省京浜河川事務所が公表した、想定し得る最大規模の降雨により堤防が決壊した際、一般木造家屋の倒壊・流出をもたらすような可能性のある区域

(1) システムの特徴

ア メールやインターネットを利用しない方でも、家庭の電話により避難情報の受信が可能です。

イ 区役所では皆様から回答された内容を自動集約し、迅速に状況を把握できます。

(2) システムの概要

ア 区役所から、会長の御自宅の固定電話または携帯電話へ、自動音声により情報をお伝えしますので受話器をあげてください。

イ 音声ガイダンスに従い、区からの情報を聞き取り、最後に該当のボタンを押してください。

※システムの利用には、電話番号の登録が必要となります。

- (3) 想定される主な伝達情報（参考：過去の事例などから年2～3回の発信を想定しています。）
- ア 気象災害関連（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の避難情報、気象に関する特別警報など）
 - イ 地震関連（震度5強以上の地震発生、安否の確認など）
 - ウ その他緊急情報（事件、大規模な事故など）
- ※ 電話に出ることができなかった場合には、再ダイヤルいたします。
（再ダイヤルは、概ね2回程度実施いたします。）
- ※ 緊急時には、休日または夜間も発信いたします。
- (4) システムに登録のお願い

4月に御提出いただく自治会町内会現況届「②会長氏名・連絡先等」の記入欄に、緊急時情報伝達システムの登録欄がありますので、口にチェックをお願いいたします。

- ア 同欄に御記入いただいた会長の電話番号を登録いたします。
 - イ システムの登録は、会長の電話番号1件のみとなります。
 - ウ 既に御登録いただいている会長につきましては、登録のチェックは不要です。
- (5) 個人情報について
- 本システムは、氏名、電話番号等の個人情報を御提供いただき登録します。
御提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。

◆ 合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

7 港北エコアクション3R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰候補者の推薦について（推薦依頼）

[資料7]

宮田 資源化推進担当課長

港北区では、3R活動や地域での清掃活動の推進に貢献された個人又は団体に対し、感謝の意を表するため「**港北エコアクション3R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰式**」を開催しております。つきましては、各地区の表彰候補者につきまして、**次により御推薦ください**ますよう御依頼申し上げます。

(1) 推薦基準

次の活動を常時又は定期的に行なわれた個人又は団体が対象となります。

- ア 地域での3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動など、「ヨコハマ3R夢プラン」行動の推進に功労のあった個人又は団体
- イ 地域での清掃活動等に尽力するなど、“清潔できれいな街づくり”の推進に功労のあった個人又は団体

(2) 推薦書提出期限

平成29年4月21日（金）

(3) 提出方法

同封の(様式1)推薦書に御記入の上、返信用封筒にてお送りください。
なお、該当者・団体がない場合は、その旨お知らせくださいますようお願いいたします。

◆ 資料の送付はありません。

8 学校などに保管している指定廃棄物等の新たな保管場所への移動について(情報提供)【市連会報告】

[資料8]

教育委員会事務局健康教育課 児玉係長

学校・保育園に保管されている指定廃棄物等については、新たな保管庫の整備が完了しましたので、児童・生徒等への安全に配慮し、平成29年3月25日から3月31日の間に学校・保育園から保管場所に移動します。

(1) 新たな保管場所

- ア 施設名：北部汚泥資源化センター
- イ 所在地：横浜市鶴見区末広町一丁目6番地の1
- ウ 敷地面積：185,000 m²の一部
- エ 所有者：横浜市(環境創造局所管)
- オ 保管庫概要：鉄筋コンクリート造平屋建て 床面積約99 m²

(2) 港北区内で新たな保管場所へ移管される指定廃棄物等

種別	学校名・保育園名	移動予定日
学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥	矢上小学校	平成29年3月26日
学校で発生した マイクロスポット対応除去土壌	新吉田小学校 大綱小学校	平成29年3月27日
	日吉台小学校 日吉台中学校	平成29年3月31日
保育園の マイクロスポット対応除去土壌	太尾保育園	平成29年3月29日
	アスク日吉東保育園	
	大倉山保育園	

(3) 港北区内で目安値未満の土壌で施設内処理ができなかった学校

学校名	移動予定日
篠原小学校	平成29年3月27日

■問い合わせ先

学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥について

教育委員会事務局教育施設課 担当：奥野 電話：671-3255

学校で発生したマイクロスポット対応除去土壌及び目安値未満の土壌で施設内処理ができなかった学校について

教育委員会事務局健康教育課 担当：児玉、森 電話：671-3275

保育園のマイクロスポット対応除去土壌について

こども青少年局保育・教育運営課 担当：大岩 電話：671-2396

◆ 資料の送付はありません。

9 個人情報保護法改正に伴う名簿の取り扱いについて（情報提供）【市連会報告】
[資料9]

健康福祉局福祉保健課 鈴木 福祉保健センター担当課長

個人情報保護法が改正され平成29年5月30日に施行される予定となっています。これまで、取り扱う個人情報に5,000件以下の団体は個人情報保護法の適用除外とされていましたが、法改正により自治会町内会を含むすべての団体が個人情報保護法の対象となります。

これまでと同様に今後も必要な個人情報を適切に取り扱い、活用できるよう、チラシ及び自治会町内会向け手引きをまとめました。

(1) 個人情報保護改正と自治会町内会への適用について

個人情報保護法は、平成17年4月の施行以降平成29年5月までは、5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象だったため、5,000人以下の自治会町内会等の団体には、法律の適用はありませんでした。しかし、平成27年9月に個人情報保護法が改正され、その施行日である平成29年5月30日以降は、自治会町内会を含む全ての事業者が、法の適用対象となります。

(2) 法に基づく個人情報取扱いのポイント

自治会町内会の運営のためには、会員情報の把握が必要です。自治会町内会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を取り扱ってはいけないということではありません。

法の個人情報の取扱いルールの基本は、「自分の情報が、どこでどのように扱われるかを自分で決められること」です。本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないように配慮していれば、基本的な取扱いに問題はありません。ルールを踏まえ上手に活用しましょう。

ア 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること

イ 個人情報は、決めた目的以外のことには使わない

ウ 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること

エ 「要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪の経歴など）」は、本人の同意を得て取得すること

オ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること

カ 取得した個人情報は取扱いルールを作るなどして安全に管理すること

キ 苦情の申し出に対応すること

- ク 個人情報の取扱いについて記録を残し、保存すること
- ケ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しない
 - ※従業員、構成員が個人情報を不正に持ち出し売ってしまう等した場合は、法により、懲役または罰金が科されます。

◆ 合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

10 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（周知依頼）【市連会報告】

[資料 10]

椽木 地域振興課長

平成 28 年度から開始した、自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」について平成 29 年度も実施します。
 地域防犯カメラの設置を御検討される場合は、下記及び裏面の概要を御確認の上、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を地域振興課まで御提出ください。

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシーの保護の観点からお勧めいたしません。
 また、防犯カメラの設置について、自治会町内会の総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

電気料金、修繕、メンテナンス料金などの維持管理費、更新に係る費用は補助の対象外です。

③ 補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

④ 補助率

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9 ※上限額 324,000 円

【神奈川県補助】 補助率：5/10	【横浜市補助】 補助率：4/10
-----------------------------	----------------------------

1 台当たり補助対象経費の 10 分の 9
 (上限 324,000 円)

【自治会町内会の負担】
 防犯カメラと設置費用の合計額が高くなるほど、自己負担部分は増となります。

⑤ 補助決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。横浜市の予算は 100 台分を予定していますが、県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞28年度実績

28年度は、101団体から284台の申請があり、61団体へ各1台ずつ補助しました。

申請台数が県の予算の範囲を超えたため、複数台申請した団体に対しても1台の補助としました。

- (1) 申請の手引及び申請用紙配付場所

港北区地域振興課または市民局HP

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

- (2) 申請書及び添付書類の提出期限

平成29年6月30日（金）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。港北区地域振興課及び各関係機関とのご相談は、お早目をお願いします。

※ 平成28年度に申請し、不交付となった自治会町内会の皆様で、平成29年度も同じ場所・補助額での設置を希望される場合は、申請書（第1号様式）のみご提出ください。地図や内訳等の添付書類は不要です。

ただし、28年度、設置場所の使用に関して、土木事務所との協議書や、東電柱への設置についての可否判定回答書（NTT柱の場合は協議書）を提出いただいた申請については、再度関係機関と協議のうえ、協議書や回答書を提出していただく必要があります。

- (3) 提出先：港北区地域振興課（持参または郵送）

- (4) スケジュール

29年3月～	・防犯カメラの設置について、自治会町内会の総会、役員会、委員会等で合意を得る。 ・設置場所等について関係各所へ事前相談後、許可申請 （区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所等）
6月30日まで	・補助金交付申請書等を港北区地域振興課へ提出
11月頃	・補助金交付決定 （横浜市から自治会町内会等に対し交付・不交付の決定を通知）
30年2月中旬	・カメラ設置工事の実施後、横浜市への完了報告
3月頃	・補助金交付

◆ 合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

11 「鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業」の施工完了について（周知依頼）【市連会報告】

[資料11]

橡木 地域振興課長

「鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業」につきましては、自治会町内会の皆様に御尽力いただき、申請いただいた鋼管ポール防犯灯のLED化が完了いたしました。

皆様の御協力のもと、無事、施工が完了したことを厚く御礼申し上げます。

今回LED化した防犯灯の電気料金については、4月1日から横浜市が支払います。**東京電力エナジーパートナー株式会社との名義変更の手続きに関しましても本市が行います**ので、自治会町内会において手続きの必要はありません。

今後も引き続き、不具合の発見および連絡などの日常の見守りにつきまして、自治会町内会の皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

(1) 平成28年度鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業灯数
港北区で1,316灯（全市で17,128灯）

(2) LED化できなかった鋼管ポール防犯灯の今後の取扱いについて

平成28年度に鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業でLED化の申請をいただいたもので、防犯灯設置承諾書の添付が無かったものや障害物（CATV線、カーブミラー、看板等）が設置されていたため、LED化できなかったものについては、**防犯灯設置承諾書の取得や障害物の撤去を行い、下記の期限までに、その旨の御報告をいただいた場合には、平成29年度中にLED化を実施します。**

※報告期限：平成29年7月31日（月）

※報告先：港北区役所地域振興課または市民局地域防犯支援課

(3) 電気料金について

ア 「4月分」御請求の電気料金について

ESCO事業によりLED化した防犯灯は、平成29年4月1日付で自治会町内会名義から横浜市名義に変更しますが、**3月の検針日から3月31日までの日割の電気料金は自治会町内会にお支払いいただく必要があります。**

3月31日までの日割の電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社から「4月分(※)」としての御請求となりますのでよろしくお願いいたします。

※3月分の電気料金は、2月検針日から3月検針日前日までとなります。よって、3月検針日から3月31日までは4月分として請求されます。

イ 電気料金の御精算について

一括前払契約によりお支払いいただいている自治会町内会においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との前払金額の過不足精算がございます。

ウ 電気料金に関するお問い合わせ先

電気料金のお支払いや御精算に関するお問い合わせは、下記の東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターまでお願いします。

■東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター神奈川（第一）

電話番号：0120-99-5772

サービス区域：横浜市（泉区・戸塚区・栄区全域、港南区の一部を除く）

○受付時間 月曜日～土曜日（休祝日を除く）9時～17時

◆ **合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。**

12 平成 29 年度 LED 防犯灯整備事業について（周知依頼）【市連会報告】

[資料 12]

椽木 地域振興課長

本市では平成 21 年から防犯灯の LED 化を開始し、平成 28 年度には、鋼管ポール防犯灯の LED 化を ESCO 事業で進めました。これまでに全市で約 176,000 灯の LED 防犯灯を整備してきました。**平成 29 年度は主に「鋼管ポール LED 防犯灯の新設」工事を進めてまいります**ので御協力をよろしくお願いいたします。

(1) 平成 29 年度の LED 防犯灯の整備申請について

ア 整備予定数 全市で約 100 灯

※平成 29 年度の申請は、「鋼管ポール LED 防犯灯の新設」のみとなります。

イ 申請書類

設置を希望する自治会町内会は、港北区役所地域振興課で申請書類をお受け取りください。

ウ 提出期限

平成 29 年 5 月 31 日（水）までに、港北区役所地域振興課に御提出ください。

エ 申請にあたっての留意事項

(ア) 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所で、周囲に明かりや電柱がなく夜間の歩行に支障があるところを選定してください。

(イ) 鋼管ポール LED 防犯灯の設置後は、場所の変更ができません。場所の決定にあたり必ず近隣にお住いの方々の合意形成を行ってください。

(ウ) 設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合には設置することができません。

(エ) 「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので御了承ください。

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）

(1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。

(2) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。

ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

(2) 劣化した鋼管ポールの建替について（参考）

平成 28 年度の「鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業」で、ポールの劣化等により LED 化できなかった鋼管ポールについて建替を行います。（全市で約 130 灯）

建替対象となる鋼管ポールは本市が選定します。（自治会町内会の申請の必要ございません。）

※自治会町内会所有の鋼管ポール防犯灯で建替の対象となった場合には、工事業者から連絡します。

◆ 合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

13 平成 29 年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について（提出依頼）

[資料 13]

椽木 地域振興課長

平成 29 年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類一式を送付しますので御提出をお願いします。

なお、補助金申請の際には、自治会町内会の規約の提出が必要となっておりますので、御協力をお願いします。

(1) 提出期限

6月30日(金)（現況届についてはできるだけ早めに提出してください。）

※新年度の様式を使用させていただきようお願いいたします。

(2) 「地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金」全体説明会

下記の日程で、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請に関する全体説明会を行いますのでご利用ください。

【全体説明会】5月13日(土) 10:00～12:00 港北区役所 4階1号会議室

※予約の必要はありません。必要と思われる方は、ご参加ください。

※なお、個別相談をご希望の方は、事前に御予約をいただき、区役所4階46番窓口へお越しください。（平日9時から17時まで）

(3) 申請書類のダウンロード

市民局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/>

港北区連合町内会ホームページ

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/download.html>

(4) 問合せ先：地域振興課地域活動係 電話：540-2234

◆ 4月上旬に自治会町内会長あてに申請書類・手引き等を直接郵送します。

14 定例行事・その他のお知らせ

椽木 地域振興課長

◆**回覧のお願い（3月の合同メールで送付します）**

- 1 港北区保健活動推進員会会報第18号の発行について [資料14-1]
- 2 「港北力発見☆通信」21号の発行について [資料14-2]
- 3 港北区消費生活推進員広報紙「あゆみ」について [資料14-3]

◆**掲示のお願い（3月の合同メールで送付します）**

- 1 「第5回港北オープンガーデン」チラシについて [資料14-4]
- 2 消費者被害等の注意喚起チラシ「月次リポート」の発行について [資料14-5]

◆お知らせ

各季の運動・強化月間の趣旨に合わせた交通安全運動キャンペーンを、駅前等で関係機関・団体と連携して実施し、周知および啓発の徹底を図ります。

交通安全運動		
各季の運動・強化月間		
1	4月 6日(木)～4月15日(土)	春の全国交通安全運動
	4月10日(月)	交通事故死ゼロを目指す日
	4月10日(月)	シートベルトの日
2	5月 1日(月)～5月31日(水)	九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間
3	6月 1日(木)～6月30日(金)	二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間
4	7月11日(火)～7月20日(木)	夏の交通事故防止運動
5	9月21日(木)～9月30日(土)	秋の全国交通安全運動
	9月30日(土)	交通事故死ゼロを目指す日
6	9月30日(土)	違法駐車及び放置自転車・バイククリーンキャンペーン
7	12月 1日(金)～12月31日(日)	飲酒運転根絶強化月間
8	12月11日(月)～12月20日(水)	年末の交通事故防止運動

15 その他・行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況
 - ・交通事故統計
- (2) 港北消防署
 - ・港北消防署インフォメーション
 - ・港北区内の火災・救急状況について

※本日の区連会の資料発送は 23 日（木）です。

3月の主なスケジュール

27日	月	13時00分から	シドモア桜植樹式	大倉山公園
-----	---	----------	----------	-------

※全国都市緑化横浜フェア 3月25日（土）～6月4日（日）

4月の主なスケジュール

6日	木	13時30分から	消費生活推進員委嘱式	港北公会堂
7日	金	14時00分から 15時00分まで	春の全国交通安全運動 キャンペーン	新横浜駅前
12日	水	13時30分から	保健活動推進員委嘱式	港北公会堂
		19時00分から	スポーツ推進委員委嘱式	区役所1・2号会議室
21日	金	14時00分から 14時30分まで	共同募金会委員会	区役所1号会議室
		14時30分から 15時00分まで	日本赤十字社 港北区地区委員会	区役所1号会議室
		15時00分から	区連会3月定例会	区役所1号会議室
----- 四役会は13時30分から / 資料発送は24日（月）				
22日	土	（時間未定）	地域のチカラ応援事業 公開提案会	区役所1号会議室

※29年度の区連会定例会 開催予定

5月 22日(月)15時00分から 資料発送：24日	10月 20日(金)14時00分から 資料発送：23日
6月 22日(木)15時00分から 資料発送：23日	11月 22日(水)開始時間未定 資料発送：24日
7月 21日(金)15時00分から 資料発送：24日	1月 22日(月)15時00分から 資料発送：24日
9月 22日(金)14時00分から 資料発送：25日	2月 22日(木)14時00分から 資料発送：23日
	3月 22日(木)14時00分から 資料発送：23日

閉会

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

（定例会開催当日の夕方17時以降に掲載されます）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で

検索

